

# ごみ集積所設置要綱

## (目的)

第1条 この要項は、一般家庭から排出されるごみを集積するための場所を決定するにあたり、安全かつ効率的な収集、集積所の適切な維持管理、市民相互の公平性の保持等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (集積所の届出)

第2条 条例第3条第2項に規定する集積所を利用し、又は利用しようとする者の代表者は、毎年、ごみ集積所登録届出書（施行規則第2条関係第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 ごみ集積所登録届出書には、3年に1回「燃やせるごみ」集積所利用者名簿（施行規則第2条関係第2号様式）を添えなければならない。

## (設置基準)

第3条 ごみ集積所を設置するときの世帯数は、次のとおりとする。

(1) 燃やせるごみ集積所は原則として10世帯以上の利用がある場に設置する。

(2) 資源物等集積所は原則として30世帯以上の利用がある場に設置する。

ただし、市長（市）が特に認める場合は、この限りではない。

## (設置場所)

第4条 ごみ集積所の設置場所については、次のとおりとする。

(1) 収集車両が通り抜けることができる場所を（確保することを）原則とし、かつ横付けして積み込みができること。

(2) 車両や歩行者の交通の妨げにならず、安全かつ効率よく収集ができること。

(3) 交差点内には集積所を設けることができない。

## (ごみ集積所の管理)

第5条 ごみ集積所の利用者は、集積所を常に良好な状態に管理しなければならない。

2 管理を怠る集積所は、ごみ集積所として扱わない場合がある。

## (届け出)

第6条 ごみ集積所を新たに設置するとき、又は設置場所を移動するときは当該集積所代表者又は責任者が、収集開始の3週間前までに久留米市環境部資源循環推進課へごみ集積所（新設・変更）届出書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 ごみ集積所（新設・変更）届出書提出後、収集開始の2週間前までに地域の分別推進員へごみ集積所登録届出書（施行規則第2条関係第1号様式）を提出しなければならない。

(集積所施設)

第7条 集合住宅及び団地のごみ集積施設設置については、別に定める。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

ごみ集積所（新設・変更）届出書

久留米市長 殿

年 月 日

ごみ集積所について、下記のとおり届け出いたします。

校 区 名			自 治 会 名 等					
代 表 者 (責任者)	住 所 久留米市							
	氏 名			電 話 番 号 (       )       -				
利 用 者 名	1		6		11		16	
	2		7		12		17	
	3		8		13		18	
	4		9		14		19	
	5		10		15		20	

集積所位置図	N

- 注意 1 図に利用者の家を書き入れ、利用者を番号で記入してください。
- 2 集積所の位置は、「燃やせるごみ」は○印、「資源物」は□印、を記入してください。

校区	
資	No
可	No